

令和6年11月28日
一般財団法人不動産適正取引推進機構

令和6年度宅地建物取引士資格試験における個人情報記載帳票の紛失について (報告)

当機構が埼玉県知事から委任を受けている宅地建物取引士資格試験（以下「宅建試験」という。）の実施事務に際し、下記の通り、個人情報に記載された帳票を紛失してしまいました。誠に申し訳ありませんでした。

関係する皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に向け、情報管理を徹底してまいります。

記

1 事案の概要

① 紛失した帳票に記載されていた個人情報及び件数

- ・ 埼玉県内の受験者の顔写真、氏名（漢字及びカナ）、生年月日、性別、現住所及び宅建試験の受験番号。
- ・ 埼玉県内の5名分。

② 紛失及びその判明の経緯

- ・ 宅建試験では、各試験会場において試験の出欠と出席者が受験申込者本人であることを確認するために「写真票」という帳票を使用しています。
- ・ 「写真票」には受験申込者の顔写真とともに、氏名（漢字及びカナ）、生年月日、性別、現住所及び宅建試験の受験番号が記載されています。
- ・ 「写真票」は、10月20日の試験終了後、各試験会場でコンテナに梱包した上で当機構が回収し、電子化を行った上で一定期間保管の上廃棄する予定でした。
- ・ ところが、電子化された「写真票」を照合したところ、埼玉県内の試験会場で受験した5名分のデータが不足しており、当該5名分の「写真票」が存在していないことが10月31日に判明しました。
- ・ そのため、回収の経路を隈なく搜索しておりますが、11月28日時点で発見できておりません。また、回収途上で他の不要物とともに誤って廃棄してしまった可能性は否定できません。
- ・ なお、試験の解答用紙については、当該5名分全て回収の上、正常に処理されております。

2 帳票紛失の原因、個人情報漏えいの有無

① 原因

- ・ 紛失の原因は不明です。輸送用のコンテナを開梱する際に「写真票」の所在確認を行ったものの、それが一部分に留まったことが、「写真票」を紛失したことの判明が遅れ、捜索をしても発見に至らなかったことの一因となったと推察されます。

② 帳票紛失に伴う個人情報漏えいの有無

- ・ 個人情報漏えいの有無は不明ですが、これまで、帳票紛失に伴う個人情報の漏えいが原因と推察される被害の発生は報告されておられません。

3 紛失した帳票に個人情報が記載されていた方へのご説明・お詫びと再発防止策

① これまでの対応

- ・ 紛失した帳票に個人情報が記載されていた5名の方に対して、11月13日までに当機構から事実関係をお伝えするとともに、謝罪を行っております。

② 再発防止策

- ・ 輸送用のコンテナを開梱すると同時に全ての「写真票」の所在を確認するよう手順を改めます。
- ・ 各試験会場において試験の出欠と出席者が受験申込者本人であることを確認する上で支障のない限り、「写真票」に記載する個人情報は最小限のものにいたします。

以上

お問合せ先 一般財団法人 不動産適正取引推進機構
試験部 時津
電話 03-3435-8181